

藤沢市立羽鳥小学校 明るい笑顔のための基本方針

（藤沢市立羽鳥小学校いじめ防止対策基本方針）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（いじめの禁止）

全ての児童が笑顔で通える学校にするためにどんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり、傷つけたりするようなことをしてはいけません。また、本校の児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置する傍観者になってはいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（関係機関との連携）

いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、学校のみならず、児童相談所、医療機関、警察、その他児童のいじめ防止等に関する機関及び団体と連携し、協力して取り組んでいきます。

（児童会活動）

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は児童が自ら行ういじめ防止運動を支援し、児童とともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童の自己有用感や自己肯定感を育むために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っているという自覚をもてる機会をつくります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制作りに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることから、一人ひとりを大切に授業づくりを進めるとともに、児童の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。

（2）道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組みを進めます。

（3）情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめは、発信された情報が広範囲に急速に広がること、発信者の匿名性等の特性があります。その特性をふまえ、児童・保護者が対処できるような情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

(4) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する次のような調査を実施します。
 - ①児童対象学校生活アンケート調査
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談をできるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
 - ①学級担任や児童支援担当等その他の職員との相談
 - ②スクールカウンセラーとの相談（担任や児童支援担当を通して、日程調整します。）
 - ③藤沢市子ども相談フォーム
- ・相談・通報のあった事案は、「羽鳥小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・児童および保護者がいじめに係る相談を学校以外にもできるように、相談窓口を次に記載します。

藤沢市いじめ相談ホットライン 0466-25-2500

藤沢市いじめ相談メール <https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/1,1264,8,15,html>

24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター） 0120-0-78310

0466-81-8111

(5) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを発見、またはその疑いがある行為を発見した場合は、すぐにいじめをやめさせます。その後、「羽鳥小学校いじめ問題対策委員会」に報告します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ対策組織としてすみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の職員やスクールカウンセラー等がいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援を行い、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童の学習権に十分配慮した上で、いじめを行った児童に対し、一定期間別室に置いて学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

3 「羽鳥小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「羽鳥小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「羽鳥小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当（いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む）、関係学級学年、児童指導部、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童に対する指導と支援
- ・いじめを受けた児童の保護者との連携、いじめを行った児童の保護者との連携
- ・いじめ事案の報告
- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

1学期1回を原則として開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、随時開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携します。

(3) いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに対する取組みを学校評価項目に加えます。

6 年間計画

	職員間の情報共有 研修等	早期発見のための手立て 保護者との連携
4月	・教職員全体で「いじめ防止対策基本方針」 「年間計画」を確認 ・児童理解会議全体会	・授業参観、懇談会 ・地区巡視 ・情報モラル教育※
5月	・児童理解会議	・個人面談
6月	・児童理解会議	・授業参観、懇談会
7・8 月	・児童理解会議 ・いじめ問題対策委員会 →アンケート結果をもとに協議 ・いじめ防止のための校内職員研修	・学校生活アンケート →結果をもとに、 児童への聞き取り、支援・指導等の実施 ・いじめ防止教室※ ・情報モラル教育※
9月	・児童理解会議全体会	
10月	・児童理解会議	
11月	・児童理解会議	・学校生活アンケート ・全児童にスクリーニング調査 →結果をもとに、児童への聞き取り、 支援・指導等の実施 ・個人面談 ・学校評価アンケートの実施
12月	・児童理解会議 ・いじめ問題対策委員会 →アンケート結果をもとに協議	
1月	・児童理解会議	・学校生活アンケート →結果をもとに、児童への聞き取り、 支援・指導等の実施 ・授業参観、懇談会
2月	・児童理解会議全体会 ・学校評価アンケートの振り返り	
3月	・児童理解会議 ・いじめ問題対策委員会 →アンケート結果をもとに協議 「いじめ防止対策基本方針」の見直し	

※児童の実態等をふまえ、研修の実施時期や対象学年が異なる場合があります。